

第20回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役1名選任の件

株式会社jig.jp

証券コード：5244

jig.jp

新型コロナウイルス感染症への対応

開催日時時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。
株主総会の日時・場所その他運営形態に変更が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.jig.jp>）にてご案内をいたしますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

証券コード 5244
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

株 主 各 位

福井県鯖江市横越町第10号34番地1
株式会社jig.jp
代表取締役社長 占 部 哲 之

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://jig.jp/ir>

また、上記のほか、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「j i g . j p」（全角）または、証券「コード」に「5244」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後7時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

3. 目的事項

◆報告事項

1. 第20期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

◆決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

### 書面郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2023年6月26日(月曜日)午後7時00分到着分まで**

---

### インターネット

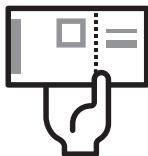


次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限 **2023年6月26日(月曜日)午後7時00分まで**

## 株主総会にご出席される場合

### 株主総会ご出席



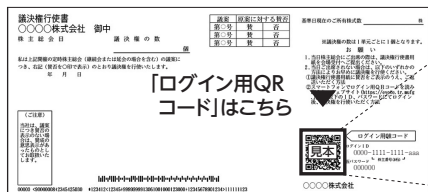
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

株主総会開催日時 **2023年6月27日(火曜日)午前10時00分**

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

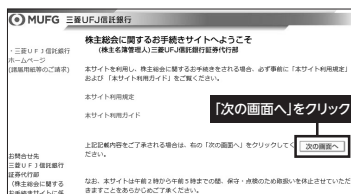


スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

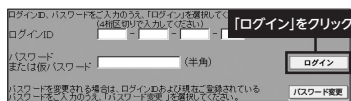
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイトのご利用方法

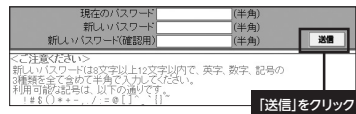
#### ① 議決権行使サイトにアクセスする



#### ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



#### ③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

## ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2023年6月26日(月曜日))の午後7時00分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

## システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎ 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 定款変更の理由

執行役員制度の導入に伴い、執行役員に関する規定を新設するための変更を行い、また、これらの変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

| 現行                      | 変更案                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第17条（条文省略）          | 第1条～第17条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                  |
| 第4章 取締役および取締役会          | 第4章 取締役、取締役会および執行役員                                                                                                                                                                                              |
| 第18条～第30条（条文省略）<br>（新設） | 第18条～第30条（現行どおり）<br><br>（新設）<br>（執行役員）<br>第31条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。<br><br>2. 取締役会は、その決議によって、役付執行役員を選定することができる。<br><br>（執行役員規程）<br>第32条 執行役員に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。 |
| 第31条～第49条（条文省略）         | 第33条～第51条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                 |

#### 3. 日程

定時株主総会開催予定日 2023年6月27日

定款変更の効力発生予定日 2023年6月27日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

### 1. 提案の理由

監査体制の強化、充実を図るため監査役1名の増員を行うものであります。  
また、本議案の提案にあたっては、事前に監査役会での同意を得ております。

### 2. 選任の理由

葛西 倫子氏は、税理士および社会保険労務士としての専門的知見および税務、労務の見識を有しています。これらの専門性および見識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。

### 3. 新任監査役候補者の略歴

| 氏名<br>生年月日                       | 略歴および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                             | 所有株式数 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 葛西 倫子<br>(かさい みちこ)<br>1972年4月24日 | 1995年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入社<br>2002年4月 公認会計士中村利一事務所（現税理士法人リーチ）入所<br>2007年5月 桐澤寛興会計事務所（現響き税理士法人）入所<br>2008年3月 税理士法人みかさ入社<br>2009年4月 税理士登録<br>2014年1月 株式会社アカウンタックス入社<br>2016年11月 葛西倫子税理士事務所設立 所長（現任）<br>2018年4月 インキュベイトファンド株式会社入社<br>2021年1月 社会保険労務士登録 | 一株    |

- (注) 1. 当社と候補者の間に特別の利害関係はありません。  
2. 葛西 倫子氏は社外監査役候補者であります。  
3. 当社は、葛西 倫子氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結する予定であります。  
4. 当社は葛西 倫子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出後、同氏は独立役員となる予定です。  
5. 当社は、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

#### ① 全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、前期に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、各種政策の効果等もあって、持ち直しの動きが続いております。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視していく必要があります。

そのような状況の中、当社グループが主に事業展開を行うスマートフォン関連市場においては、2023年4月の内閣府『令和5年3月実施調査結果：消費動向調査』の報告によりますと、2023年3月末の国内スマートフォン世帯普及率は前年度比0.7ポイント増の92.6%と増加を継続しております。

また、日本におけるライブ配信市場は、市場規模の成長が継続する中、新たに参入する企業や、競合各社における積極的な広告宣伝販促活動、配信ユーザーの囲い込み等が継続し、競争は引き続き激化しております。

このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、ライブ配信事業の「ふわっち」は前期に引き続き新たなアイテムや機能の提供を通じてユーザーへの利便性や満足度を高めつつ、新たなイベントの開催を通じてユーザーを飽きさせない施策を定期的を実施し、加えて積極的なデジタル広告の展開やテレビCMを含むマスメディアでの広告を投下することで、配信ユニークユーザー数及び視聴ユニークユーザー数を引き続き伸ばしてまいりました。

以上の結果、当社グループ連結決算では、売上高は10,503百万円、営業利益は990百万円、経常利益は986百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は978百万円となりました。



② サービス別概況  
サービス別の売上高の状況は次のとおりです。

(単位：千円)

| サービス別内訳 | 売 上 高     |         |           |         |                |         |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|----------------|---------|
|         | 第18期      |         | 第19期      |         | 第20期 (当連結会計年度) |         |
|         | 金 額       | 構成比     | 金 額       | 構成比     | 金 額            | 構成比     |
| 動画サービス  | 6,546,486 | 97.70%  | 8,880,365 | 98.84%  | 10,468,195     | 99.67%  |
| オタマート   | 83,343    | 1.24%   | 17,468    | 0.19%   | -              | -%      |
| うたオン    | 7,502     | 0.11%   | 1,958     | 0.02%   | -              | -%      |
| jigブラウザ | 50,692    | 0.76%   | 35,730    | 0.40%   | 26,303         | 0.25%   |
| 広告サービス  | 2,962     | 0.04%   | 2,411     | 0.03%   | 1,528          | 0.01%   |
| その他     | 9,873     | 0.15%   | 46,288    | 0.52%   | 7,707          | 0.07%   |
| 合 計     | 6,700,860 | 100.00% | 8,984,223 | 100.00% | 10,503,735     | 100.00% |

注. 株式会社A Inc.が運営するスマートフォン向けカラオケSNSサービス「うたオン」およびスマートフォン、PC向けオタクアイテム特化型フリーマーケットサービス「オタマート」は、それぞれ2021年7月30日、2021年8月26日、株式会社jig.jpが運営するTwitterクライアント事業のサービスである「jigtwi」は、2023年1月31日をもちましてサービスを終了しています。

i. ふわっち

スマートフォン、PC向けライブ動画配信サービスです。

ライブ動画配信の中で、配信者を応援する為のアイテムへの課金等の収入を見込んでいます。

ii. jigブラウザ

「jigブラウザ」は、フィーチャーフォンでPCサイトを閲覧するためのフルブラウザです。「jigブラウザ」は、主に各携帯キャリア経由でユーザーへのライセンス販売を行っております。

当連結会計年度におきましても、引き続き、幅広いユーザー層にわたりスマートフォンへの移行が加速する中で、地道な製品メンテナンスなどを継続してまいりました。

## (2) 対処すべき課題

### ① ユーザー獲得の強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループおよび当社グループのサービスの知名度を向上させ新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループおよび当社グループのサービスの知名度を向上させるよう努めてまいります。

### ② サービスの健全性の確保

当社グループが提供するサービスは、サービス内でコミュニケーションをとることが可能であるため、ユーザーが安心して当社グループのサービスを利用できるようにサービスの健全性を確保する必要があります。当社グループは、サービスの健全性を確保するため、ユーザーに対し、利用規約やガイドラインにおいて、誹謗中傷行為や、出会いを目的とする行為、他人の権利侵害に該当する行為、公序良俗に反する行為等の社会的問題へと発展する可能性のある不適切な行為や違法な行為等の禁止を明示しているほか、ユーザー間のコミュニケーションのモニタリングを随時行い、規約やガイドラインに違反したユーザーに対しては、改善の要請や退会等の措置を講じ、サービス内における注意喚起を行うなどの対応を行っております。その他、当社グループは、以下のような取組を行うことで、健全なプラットフォームの構築に努めております。

- (a) 配信時のルールを定めたガイドラインおよび視聴時のルールを定めたガイドラインを含む各種ガイドラインの設置と運用
  - (b) 利用規約や各種ガイドラインの違反事例の例示を用いたユーザーへの啓蒙活動
  - (c) 外部リソースも活用した人員配置による365日24時間リアルタイムでの監視体制の構築および監視基準に基づいた配信停止措置の随時実施
  - (d) 利用規約や各種ガイドラインへの違反が確認されたユーザーの確実な抽出と当該ユーザーへの改善要請および違反内容や累積違反状況に応じた一時的な利用制限や強制退会措置の実施
  - (e) 毎週実施の定例会議を通じて監視体制や監視基準に関する課題の抽出と改善を推進
- 当社グループは、サービス等を利用する上でのマナーや注意事項等を明確に表示し、モニタリング・システムの強化やサービス内パトロール等のための人員体制の増強等、システム面、人員面双方において監視体制を、サービスの拡大に即して継続的に強化し、健全性の更なる確保に努めてまいります。

③ 組織の機動性の確保

当社グループの属するIT業界は、他の業界に比べて環境変化のスピードが速く、その変化への迅速な対応が不可欠であります。組織の規模拡大による機動性の低下等の弊害を排除するため、適切な人員配置、事業展開に応じた組織体制の整備により、意思決定の機動性の確保を図ってまいります。

④ 優秀な人材確保および育成

当社グループは、今後、より一層の事業拡大のため、人材の確保および育成を重要な課題と認識しております。当社グループの事業内容に共鳴する優秀な人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動を強化してまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは今後も更なる業容拡大を図るため、当社の成長段階に沿った内部管理体制の強化が必要と認識しております。そこで当社は内部統制に基づき業務プロセスの整備を行い、業務を有効的かつ効率的に行ってまいります。また、内部管理体制を充実するために、コンプライアンス・リスク管理委員会で適時にリスク管理を行い、研修や社内勉強会等を開催し内部統制およびコンプライアンスの強化に努めてまいります。

### (3) 財産及び損益の状況

#### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分                                              | 第17期<br>2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで | 第18期<br>2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで | 第19期<br>2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで | 第20期<br>(当連結会計年度)<br>2022年4月1日から<br>2023年3月31日まで |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 売 上 高                                            | 4,370,654                           | 6,700,860                           | 8,984,223                           | 10,503,735                                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)                       | 119,592                             | 66,240                              | △253,709                            | 986,392                                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△) | 79,941                              | 227,537                             | △215,071                            | 978,530                                          |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△)                   | 2円13銭                               | 6円04銭                               | △5円35銭                              | 23円29銭                                           |
| 総 資 産                                            | 1,379,232                           | 2,189,995                           | 2,633,767                           | 4,252,685                                        |
| 純 資 産                                            | 540,632                             | 775,112                             | 1,138,118                           | 2,136,028                                        |

注1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

注2. 2020年6月24日付取締役会決議により、2020年7月に自己株式60株を処分いたしました。

注3. 2021年8月25日付取締役会決議により、2021年8月、9月に第三者割当により普通株式2,739株を発行いたしました。

注4. 2021年8月25日付取締役会決議により、2021年9月に自己株式135株を処分いたしました。

注5. 当社は2022年6月23日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

注6. 第20期(当連結会計年度)の状況につきましては、1.(1)「事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

## ②当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分                            | 第17期<br>2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで | 第18期<br>2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで | 第19期<br>2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで | 第20期<br>(当連結会計年度)<br>2022年4月1日から<br>2023年3月31日まで |
|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 売 上 高                          | 492,050                             | 625,018                             | 782,678                             | 866,511                                          |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)     | 195,267                             | 325,893                             | 440,393                             | 501,887                                          |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) | 161,283                             | 430,915                             | 398,646                             | 455,051                                          |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) | 4円29銭                               | 11円44銭                              | 9円91銭                               | 10円83銭                                           |
| 総 資 産                          | 1,379,232                           | 2,189,995                           | 2,349,951                           | 3,017,396                                        |
| 純 資 産                          | 540,632                             | 775,112                             | 1,979,126                           | 2,453,558                                        |

注1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

注2. 2020年6月24日付取締役会決議により、2020年7月に自己株式60株を処分いたしました。

注3. 2021年8月25日付取締役会決議により、2021年8月、9月に第三者割当により普通株式2,739株を発行いたしました。

注4. 2021年8月25日付取締役会決議により、2021年9月に自己株式135株を処分いたしました。

注5. 当社は2022年6月23日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

### (4) 企業集団の主要な事業セグメント (2023年3月31日現在)

- ① ふわっち
- ② jigブラウザ

### (5) 企業集団の主要拠点等 (2023年3月31日現在)

本 店 福井県鯖江市横越町第10号34番地1  
東京本社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目23番5号

## (6) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

| 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-------------|-------|--------|
| 63名 [6名] | 4名          | 33.8歳 | 7.3年   |

注. 従業員数の [外書] は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

## (7) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社名        | 資本金    | 出資比率 | 主要な事業内容                                        |
|------------|--------|------|------------------------------------------------|
| 株式会社A Inc. | 10 百万円 | 100% | スマートフォン・PC向け動画配信サービス                           |
| 株式会社B Inc. | 1 百万円  | 100% | 地方自治体向けオープンデータプラットフォームの運営、IchigoJamのライセンス管理・運用 |

## (8) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの主な設備投資の総額は、418,663千円であり、その主なものは新社屋建設資金であります。

## (9) 資金調達の状況

当社は、2022年12月22日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、自己株式の処分による売り出しにより、総額18百万円の資金調達を行いました。

## (10) 主要な借入先及び借入額の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先      | 借入残高      |
|----------|-----------|
| 株式会社福井銀行 | 421,448千円 |

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 42,054,000株
- (3) 株主数 2,345名
- (4) 大株主の状況

| 株 主 名                                | 持 株 数       | 持株比率   |
|--------------------------------------|-------------|--------|
| 福野 泰介                                | 10,429,200株 | 24.79% |
| インキュバイトキャピタル5号投資事業有限責任組合             | 8,400,000株  | 19.97% |
| 赤浦 徹                                 | 5,412,000株  | 12.86% |
| 岸 周平                                 | 4,749,300株  | 11.29% |
| WiL Fund I,L.P. (常任代理人 SMBC日興証券株式会社) | 4,195,500株  | 9.97%  |
| B Dash Fund 3号投資事業有限責任組合             | 2,517,000株  | 5.98%  |
| T B S イノベーション・パートナーズ2号投資事業組合         | 373,500株    | 0.88%  |
| jig.jp従業員持株会                         | 358,300株    | 0.85%  |
| 占部 哲之                                | 321,000株    | 0.76%  |
| Y J 2号投資事業組合                         | 300,000株    | 0.71%  |

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年6月23日付で株式1株につき1,500株の割合で株式分割をを実施しております。

また、当社は、2022年12月22日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、公募による自己株式（普通株式57,000株）の処分を実施しております。この結果、自己株式は0株となっております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権に関する重要な事項

当社は、2021年8月25日開催の取締役会において、税理士蜂屋浩一氏を受託者として時価発行新株予約権信託を設定しており、本信託に基づき、蜂屋浩一氏に対して第7回新株予約権を発行しております。

|                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| 新株予約権の名称             | 第7回新株予約権<br>(2021年8月31日発行)   |
| 新株予約権の数              | 2,500個                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式3,750,000株               |
| 新株予約権の発行価額           | 1個あたり400円                    |
| 新株予約権の行使価額           | 1株あたり134円                    |
| 新株予約権の行使期間           | 2021年8月31日から<br>2031年8月30日まで |
| 新株予約権の主な行使条件         | (注1)                         |

注1. 新株予約権の主な行使条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、第7回新株予約権の発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2026年3月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、12,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができるものとする。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。



- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時において、当社または当社の関係会社の取締役、従業員もしくは監査役または顧問もしくは業務委託先であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとする。

注2. 2022年6月23日付で行った普通株式1株を1,500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使価額」は調整されております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況等                                                                                                                                     |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 占 部 哲 之   | 株式会社A Inc. 代表取締役社長<br>株式会社B Inc. 取締役                                                                                                               |
| 取 締 役 会 長 | 福 野 泰 介   | 株式会社A Inc. 取締役<br>株式会社B Inc. 代表取締役社長                                                                                                               |
| 取 締 役     | 大 谷 涼     | 当社 事業本部長<br>株式会社A Inc. 取締役<br>株式会社B Inc. 取締役                                                                                                       |
| 取 締 役     | 大 庭 淳 一   | 当社 管理本部長<br>株式会社A Inc. 取締役<br>株式会社B Inc. 取締役                                                                                                       |
| 取 締 役     | 岸 周 平     | 株式会社A Inc. 取締役                                                                                                                                     |
| 取 締 役     | 赤 浦 徹     | インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合 清算人<br>インキュベイトキャピタル株式会社 代表取締役<br>株式会社エスプール 取締役<br>Sansan株式会社 取締役 (監査等委員)<br>株式会社ダブルスタンダード 取締役<br>株式会社ispace 取締役           |
| 取 締 役     | 渡 邊 安 弘   | 株式会社Studio Ousia 代表取締役                                                                                                                             |
| 取 締 役     | 菅 沼 匠     | リンクパートナーズ法律事務所 代表パートナー<br>株式会社ダブルエー 取締役<br>株式会社Arent 監査役                                                                                           |
| 常 勤 監 査 役 | 松 岡 祥 治 郎 | 株式会社A Inc. 監査役<br>株式会社B Inc. 監査役                                                                                                                   |
| 監 査 役     | 豊 島 絵     | 税理士法人TM総合会計事務所 所長<br>株式会社TMS 代表取締役<br>アルテック株式会社 監査役                                                                                                |
| 監 査 役     | 上 杉 昌 隆   | 桜田通り総合法律事務所 共同経営者<br>株式会社セレス 取締役 (監査等委員)<br>株式会社Aiming 監査役<br>株式会社フルキャストホールディングス 取締役 (監査等委員)<br>デジタルアーツ株式会社 取締役 (監査等委員)<br>株式会社コマースOneホールディングス 監査役 |

- 注1. 取締役の赤浦徹氏、渡邊安弘氏および菅沼匠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
注2. 監査役の松岡祥治郎氏、豊島絵氏および上杉昌隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

- 注3. 当社は、取締役菅沼匠氏、監査役松岡祥治郎氏、豊島絵氏および上杉昌隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 注4. 監査役豊島絵氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 注5. 株式会社A Inc.および株式会社B Inc.は、当社の完全子会社であります。
- 注6. インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合は、当社普通株式を8,400,000株(持株比19.97%)所有する大株主であります。
- 注7. インキュベイトキャピタル株式会社、株式会社エスプール、Sansan株式会社、株式会社ダブルスタンダード、株式会社ispace、株式会社Studio Ousia、リンクパートナーズ法律事務所、株式会社ダブルイー、株式会社Arent、税理士法人TM総合会計事務所、株式会社TMS、アルテック株式会社、桜田通り総合法律事務所、株式会社セレス、株式会社Aiming、株式会社フルキャストホールディングス、デジタルアーツ株式会社および株式会社コマースOneホールディングスと当社との間に重要な取引等の特別な関係はありません。

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年6月7日開催の取締役会において、取締役の報酬等に係る決定方針を決議しています。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、当社が定める取締役報酬のレンジを参考に総合的に勘案して決定する。

#### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等については支給しない。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額における取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、上記の2および3の各方針に基づき決定されたものを支給するという方針であり、業績連動報酬等および非金銭報酬等は支給せず、金銭報酬のみを支給するという方針であることから、報酬の額の支給割合の決定に関する方針は定めていない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、任意の取締役らがその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された年間報酬総額の限度額内において、各取締役の具体的な報酬額を決定することである。また、当該権限が適切に行使されるよう、独立社外取締役1名以上を選定する。なお、各取締役の具体的な報酬額を決定する会議を「取締役報酬決定会議」と呼称する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年6月22日開催の第19期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額30百万円以内）、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会決議時点での取締役の員数は8名（うち社外取締役の員数は3名）、監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等は、上記株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会から委任された取締役会長福野泰介、取締役岸周平、社外取締役赤浦徹の3名が、職務、職責、職位、成果、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役の個別の報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰して各取締役の役割や貢献度に応じた評価を行うには、創業時からの株主である当該3名の取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たって、取締役の個別の報酬額を決定する会議には、当該権限の適切な行使を担保するための措置として独立社外取締役である菅沼匠が協議に加わり妥当性を確認することを取締役会で決定しており、報酬額の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するとともに、当該3名の取締役はその協議の結果を踏まえて決定を行っていることから、取締役会としては、個別の報酬等の内容は上記決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |         |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|---------|--------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 89,460<br>(3,600)  | 89,460<br>(3,600)  | —       | —      | 7名<br>(2名)            |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9,600<br>(9,600)   | 9,600<br>(9,600)   | —       | —      | 3名<br>(3名)            |
| 合計               | 99,060<br>(13,200) | 99,060<br>(13,200) | —       | —      | 10名<br>(5名)           |

注. 上記には、無報酬の社外取締役1名は含まれておりません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社の関係

4 (1) 「取締役および監査役の氏名等」の注5～7に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 赤 浦 徹   | 当事業年度開催の取締役会の全てに出席しております。当社の業務執行者から独立した立場で、議案の審議に必要な発言を行っております。            |
| 取 締 役 | 渡 邊 安 弘 | 当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、議案の審議に必要な発言を行っております。                 |
| 取 締 役 | 菅 沼 匠   | 当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士・公認会計士としての専門的見地から、豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。         |
| 監 査 役 | 松 岡 祥治郎 | 当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、常勤監査役として監査役会を主導し、豊富な経験に基づく専門的見地から適切な発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 豊 島 絵   | 当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。      |
| 監 査 役 | 上 杉 昌 隆 | 当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、豊富な経験に基づく適切な発言を行っております。        |

注. 上記当事業年度開催の取締役会のほか、会社法第370条および当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

#### **(4) 責任限定契約の内容の概要**

当社は、2015年6月24日開催の第12回定時株主総会において定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役赤浦徹氏、取締役渡邊安弘氏、取締役菅沼匠氏、監査役松岡祥治郎氏、監査役豊島絵氏および監査役上杉昌隆氏と締結した責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

#### **(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の役員、執行役員、管理職従業員であり、当該保険契約に係る保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとされています。ただし、被保険者が法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分                              | 報酬等の額    |
|----------------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額          | 18,250千円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,050千円 |

注1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役および会計監査人から必要な資料を入手し、過去の監査実績、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの内容などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

注2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制として、2017年6月7日開催の取締役会において決議（2019年4月1日改定）した基本方針は次のとおりです。

### 内部統制システムに関する基本方針

当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとする。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人を含めた行動規範として「行動基準」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役および使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

取締役は、これらを率先垂範し、その遵守の重要性につき繰り返し対話を行い、その周知徹底をはかるとともに、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに常勤監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会および監査役会において報告する。

内部監査担当者は、コンプライアンスの実施状況を内部監査し、各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」「経営会議規程」「職務決裁基準規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議または決裁し、記録を残す。また、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」および「秘密情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。企業秘密については、「内部者取引管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。個人情報については、法令および「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理する。

### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社として一貫した方針の下に、効果的かつ総合的にリスク管理を実施する。

事業活動に伴う各種のリスクについては、事業部門が、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会および監査役会において報告する。

事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。また、緊急時の対策等を基本的指針に定め、危機発生時には、これに基づき対応する。

内部監査担当者は、リスク管理体制およびリスク管理の実施状況について監査を行い、監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制**

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項およびその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。また、取締役会で定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。日常の職務執行については、職務権限および職務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行なわれる体制の構築、維持、向上を図る。

### **(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、職務分掌および行動基準に基づいて、公正かつ効率的に経営を行う体制を確保する。各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、業務の適正性の確保に努める。

子会社については、「関係会社管理規程」に従い、子会社の取締役等の職務の執行に係る重要事項について承認を行うとともに、業績状況等について定期的に報告を受け、業務の適正化を図る。

子会社は取締役会設置会社とし、子会社各社に取締役および監査役を派遣し、グループ全体のリスクの抑止を図る。また、内部監査による業務監査により、子会社の業務全般にわたる監視体制を確保する。

#### **(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、適正な会計処理を確保し、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針および経理業務に関する規程を定めるとともに、適正かつ有効な内部統制システムの整備・運用を行う。

内部監査担当者は、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、財務報告に係る内部統制について監査を行い、監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

#### **(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を任命するものとする。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮・監督および人事考課等に関する権限は監査役に移譲されるものとし、取締役の指揮命令は受けないものとして、その独立性を確保する。

#### **(8) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項**

当社は、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するため、必要な知識・能力を備えた補助使用人を確保する。補助使用人は、内部監査担当者をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとする。

#### **(9) 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を確保するための体制**

取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。各部門長および内部監査担当者は、その職務の内容に応じ、定期的に常勤監査役に対する報告を行う。重要な決裁書類は、常勤監査役の閲覧に供する。

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象および不祥事や法令・定款違反行為等の重大な不正行為を認知した場合のほか、取締役会および経営会議の付議事項・決議事項・報告事項、重要な会計方針およびその変更、内部監査の結果、その他必要な重要事項を、遅滞なく監査役に報告するものとする。

使用人からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

#### **(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。

監査役は代表取締役との定期的な意見交換を行うほか、独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、管理本部および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。監査役が必要な費用の請求をしたときは、その費用は会社が負担するものとし、速やかに当該費用または債務を処理する。緊急又は臨時の費用については、職務の執行上必要でないと認められた場合を除き、前払い又は事後当社に償還を請求できるものとする。

#### **(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社では、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切関係を持たず、経済的な利益を供与せず、また違法・不当な要求に毅然として応じないことを基本姿勢とする。これを実現するために、社内において周知徹底を図るとともに、所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会および弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における主な「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は、次のとおりです。

- (1) 当社は、取締役会を19回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性を高めるため、社外取締役が常時出席いたしました。
- (2) 取締役および使用人へのコンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、コンプライアンス研修を実施いたしました。
- (3) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。
- (4) 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、子会社を含めた全部門における法令、定款および社内規程の遵守状況等の監査を実施いたしました。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに常勤監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会および監査役会において報告することとしておりますが、当事業年度における当該報告はなかったことを確認しております。
- (6) 当社は、取引先との契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、新規取引先に対して反社会的勢力への該当の有無を調査する等、反社会的勢力の排除に努めております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>3,078,426</b> | <b>流 動 負 債</b>   | <b>1,762,313</b> |
| 現金及び預金          | 1,787,720        | 一年内返済予定の長期借入金    | 67,104           |
| 売掛金             | 1,207,581        | 未払金              | 1,017,228        |
| 未収還付消費税等        | 21,927           | 未払法人税等           | 152,713          |
| その他             | 62,397           | 未払消費税等           | 149,082          |
| 貸倒引当金           | △1,200           | ポイント引当金          | 340,936          |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>1,174,258</b> | その他              | 35,248           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>449,368</b>   | <b>固 定 負 債</b>   | <b>354,344</b>   |
| 建物              | 404,259          | 長期借入金            | 354,344          |
| 工具、器具及び備品       | 8,259            | <b>負 債 合 計</b>   | <b>2,116,657</b> |
| 土地              | 36,849           | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>571</b>       | <b>株 主 資 本</b>   | <b>2,135,028</b> |
| 商標権             | 571              | 資本金              | 877,012          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>724,319</b>   | 資本剰余金            | 896,365          |
| 敷金保証金           | 135,148          | 利益剰余金            | 361,650          |
| 繰延税金資産          | 588,562          | 新株予約権            | 1,000            |
| その他             | 607              | <b>純 資 産 合 計</b> | <b>2,136,028</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>4,252,685</b> | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>4,252,685</b> |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2022年 4月 1日)  
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額      |            |
|-----------------|----------|------------|
| 売上高             |          | 10,503,735 |
| 売上原価            |          | 514,832    |
| 売上総利益           |          | 9,988,903  |
| 販売費及び一般管理費      |          | 8,998,883  |
| 営業利益            |          | 990,019    |
| 営業外収益           |          |            |
| 受取利息            | 11       |            |
| 講演料             | 1,381    |            |
| 業務受託料           | 949      |            |
| その他             | 634      | 2,977      |
| 営業外費用           |          |            |
| 支払利息            | 2,266    |            |
| 支払手数料           | 1,550    |            |
| 為替差損            | 210      |            |
| 固定資産除却損         | 971      |            |
| 消費税差額等          | 1,606    | 6,604      |
| 経常利益            |          | 986,392    |
| 税金等調整前当期純利益     |          | 986,392    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 180,461  |            |
| 法人税等調整額         | △172,599 | 7,861      |
| 当期純利益           |          | 978,530    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |          | 978,530    |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 877,012 | 878,312   | △616,880  | △1,326  | 1,137,118   |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 978,530   |         | 978,530     |
| 自己株式の処分                       |         | 18,053    |           | 1,326   | 19,380      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度<br>中の変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | 18,053    | 978,530   | 1,326   | 997,910     |
| 当 期 末 残 高                     | 877,012 | 896,365   | 361,650   | －       | 2,135,028   |

|                               | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------------|-------|-----------|
| 当 期 首 残 高                     | 1,000 | 1,138,118 |
| 連結会計年度中の変動額                   |       |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |       | 978,530   |
| 自己株式の処分                       |       | 19,380    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度<br>中の変動額（純額） | －     | －         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －     | 997,910   |
| 当 期 末 残 高                     | 1,000 | 2,136,028 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 連結子会社の数  | 2社                       |
| 連結子会社の名称 | 株式会社A Inc.<br>株式会社B Inc. |

### 2. 会計方針に係る事項

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しています。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 38年    |
| 建物附属設備    | 6年～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 5年～15年 |

- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。

#### (2) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金……………ユーザーに対して付与したポイントの利用によるギフト券等の交換費用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

jigブラウザ及びオープンデータプラットフォームに係る収益は、主に顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該サービス契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

ふわっち及びIchigoJamに係る収益は、顧客との販売契約に基づいてサービスを引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを引き渡す一時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 4. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益の分解

当社グループは、一般消費者向け関連事業及び自治体向け・企業向け関連事業を営んでおります。また、各事業の売上高は10,496,027千円及び7,707千円であります。

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 5. 表示方法の変更に関する注記

(業務受託料の表示方法の変更)

「業務受託料」の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外収益の「その他」(前連結会計年度 461千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「業務受託料」(当連結会計年度 949千円)として表示しております。

(消費税差額等の表示方法の変更)

「消費税差額等」の表示方法は、従来、連結損益計算書上、営業外費用の「その他」(前連結会計年度 270千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「消費税差額等」(当連結会計年度 1,606千円)として表示しております。

### 6. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 連結計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 588,562千円 |
|--------|-----------|

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、主に子会社である㈱A Inc.で提供しているサービス「ふわっち」の動画配信ユーザー数や動画視聴ユーザー数及び課金ユーザー数等に関する仮定を前提とした事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 401,184千円 |
| 土地 | 36,849千円  |

② 担保に係る債務

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 長期借入金（1年以内返済予定を含む） | 421,448千円 |
|--------------------|-----------|

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 25,638千円 |
|--------------------|----------|

## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 42,054,000株 |
|------|-------------|

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

|      |    |
|------|----|
| 普通株式 | －株 |
|------|----|

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

|                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 新株予約権の名称             | 第7回新株予約権<br>(2021年8月31日発行) |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式3,750,000株             |

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、売掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

|       | 連結貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額  |
|-------|------------|---------|------|
| 敷金保証金 | 135,148    | 135,359 | 211  |
| 長期借入金 | 421,448    | 421,220 | △227 |

※ 一年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

### 注. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 敷金保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 50円76銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円29銭 |

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

|                        |             |
|------------------------|-------------|
| 親会社株主に帰属する当期純利益        | 978,530千円   |
| 普通株主に帰属しない金額           | －円          |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 978,530千円   |
| 普通株式の期中平均株式数           | 42,012,616株 |

(注) 当社は2022年6月23日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 12. その他の注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,891,791</b> | <b>流動負債</b>     | <b>209,493</b>   |
| 現金及び預金          | 1,082,164        | 一年内返済予定の長期借入金   | 67,104           |
| 売掛金             | 236,989          | 未払金             | 54,124           |
| 立替金             | 85,490           | 未払費用            | 32,613           |
| 短期貸付金           | 450,000          | 未払法人税等          | 53,443           |
| 未収還付消費税等        | 21,642           | その他             | 2,207            |
| その他             | 15,505           | <b>固定負債</b>     | <b>354,344</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,125,605</b> | 長期借入金           | 354,344          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>449,368</b>   | <b>負債合計</b>     | <b>563,837</b>   |
| 建物              | 404,259          | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 工具、器具及び備品       | 8,259            | <b>株主資本</b>     | <b>2,452,558</b> |
| 土地              | 36,849           | <b>資本金</b>      | <b>877,012</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>571</b>       | <b>資本剰余金</b>    | <b>896,365</b>   |
| 商標権             | 571              | 資本準備金           | 844,762          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>675,665</b>   | その他資本剰余金        | 51,603           |
| 関係会社株式          | 412,167          | <b>利益剰余金</b>    | <b>679,180</b>   |
| 敷金保証金           | 12,148           | その他利益剰余金        | 679,180          |
| 関係会社長期貸付金       | 66,354           | 繰越利益剰余金         | 679,180          |
| 繰延税金資産          | 251,050          | <b>新株予約権</b>    | <b>1,000</b>     |
| その他             | 607              |                 |                  |
| 貸倒引当金           | △66,662          | <b>純資産合計</b>    | <b>2,453,558</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,017,396</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,017,396</b> |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 自 2022年 4 月 1 日 )  
( 至 2023年 3 月 31 日 )

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |         |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高                 |         | 866,511 |
| 売 上 原 価               |         | 16,865  |
| 売 上 総 利 益             |         | 849,646 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 374,314 |
| 営 業 利 益               |         | 475,331 |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息               | 24,005  |         |
| 受 取 家 賃               | 17,520  |         |
| そ の 他                 | 436     | 41,961  |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| 支 払 利 息               | 2,266   |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 9,011   |         |
| 消 費 税 差 額 等           | 1,606   |         |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 971     |         |
| そ の 他                 | 1,550   | 15,406  |
| 経 常 利 益               |         | 501,887 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 501,887 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 81,190  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △34,355 | 46,835  |
| 当 期 純 利 益             |         | 455,051 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |                    |                  |                     |
|-------------------------------|---------|-----------|--------------------|------------------|---------------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    |                  | 利 益 剰 余 金           |
|                               |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |
| 当 期 首 残 高                     | 877,012 | 844,762   | 33,549             | 878,312          | 224,128             |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額             |         |           |                    |                  |                     |
| 当 期 純 利 益                     |         |           |                    |                  | 455,051             |
| 自 己 株 式 の 処 分                 |         |           | 18,053             | 18,053           |                     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度<br>中の変動額（純額） |         |           |                    |                  |                     |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計         | -       | -         | 18,053             | 18,053           | 455,051             |
| 当 期 末 残 高                     | 877,012 | 844,762   | 51,603             | 896,365          | 679,180             |

|                             | 株 主 資 本   |         |             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------|---------|-------------|-----------|-----------|
|                             | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |           |           |
|                             | 利益剰余金合計   |         |             |           |           |
| 当 期 首 残 高                   | 224,128   | △1,326  | 1,978,126   | 1,000     | 1,979,126 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |           |         |             |           |           |
| 当 期 純 利 益                   | 455,051   |         | 455,051     |           | 455,051   |
| 自 己 株 式 の 処 分               |           | 1,326   | 19,380      |           | 19,380    |
| 株主資本以外の項目の事業年度<br>中の変動額（純額） |           |         |             | -         | -         |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計       | 455,051   | 1,326   | 474,431     | -         | 474,431   |
| 当 期 末 残 高                   | 679,180   | -       | 2,452,558   | 1,000     | 2,453,558 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しています。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 38年    |
| 建物附属設備    | 6年～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 5年～15年 |

- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

jigブラウザ、経営指導料及び管理業務受託に係る収益は、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該サービス契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

当社は子会社とのライセンス契約によって、当社の保有する知的財産を使用する権利を子会社に提供しております。当該ライセンスの供与により、当社の子会社が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を当社が行うことは契約により定められておらず、また当社の子会社により合理的に期待されてもいないと想定されます。さらに、当社の活動は当社の子会社が権利を有している知的財産に直接的に影響を与えないと考えられます。そのため、知的財産を使用する権利（使用权）として、子会社がライセンスを使用してライセンスから便益を享受できるようになった時点で収益（ライセンス収入）を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(消費税差額等の表示方法の変更)

「消費税差額等」の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「その他」(前事業年度140千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「消費税差額等」(当事業年度 1,606千円)として表示しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

|        |           |
|--------|-----------|
| 関係会社株式 | 412,167千円 |
| 繰延税金資産 | 251,050千円 |

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(関係会社株式)

関係会社株式の評価は、原価法を採用しております。実質価額が著しく低下した場合の関係会社株式に対する評価については、事業計画をもとに実質価額の回復可能性を検討しておりますが、将来の予測不能な事業環境の著しい悪化等により見積りに用いた仮定が変化し、当該関係会社の経営成績及び財政状態がさらに悪化した場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### (繰延税金資産)

繰延税金資産の認識は、主に子会社である(株)A Inc.で提供しているサービス「ふわっち」の動画配信ユーザー数や動画視聴ユーザー数及び課金ユーザー数等に関する仮定を前提とした事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 5. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 401,184千円 |
| 土地 | 36,849千円  |

② 担保に係る債務

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 長期借入金（1年以内返済予定を含む） | 421,448千円 |
|--------------------|-----------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 25,638千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 777,612千円 |
| 短期金銭債務 | 34千円      |

### 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 838,946千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 41,520千円  |

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式

－株

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

|          |           |
|----------|-----------|
| 減価償却超過額  | 1,708千円   |
| 未払賞与     | 1,772千円   |
| 税務上の繰延資産 | 176千円     |
| 未払法定福利費  | 412千円     |
| 貸倒引当金    | 20,305千円  |
| 未払事業税    | 4,260千円   |
| 繰越欠損金    | 242,097千円 |
| その他      | 3,426千円   |
| 繰延税金資産小計 | 274,158千円 |
| 評価性引当額   | △23,108千円 |
| 繰延税金資産合計 | 251,050千円 |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種 類 | 会社等の<br>名称     | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係                                        | 取引の内容                   | 取引金額    | 科 目   | 期末残高    |
|-----|----------------|----------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------|---------|-------|---------|
| 子会社 | 株式会社<br>A Inc. | 所有<br>直接100%               | 資金の援助<br>事務所の賃貸<br>役員の兼任<br>ライセンス契約<br>業務の受託<br>経営指導 | 資金の貸付<br>(注1)           | 350,000 | 短期貸付金 | 450,000 |
|     |                |                            |                                                      | 利息の受取<br>(注2)           | 24,000  | 未収入金  | 0       |
|     |                |                            |                                                      | 家賃の受取<br>(注3)           | 17,120  | 未収入金  | 7,062   |
|     |                |                            |                                                      | ライセンス料の<br>受取 (注4)      | 732,792 | 売掛金   | 205,671 |
|     |                |                            |                                                      | 管理業務委託費<br>の受取 (注5)     | 49,440  | 売掛金   | 13,596  |
|     |                |                            |                                                      | 経営指導料の<br>受取 (注6)       | 47,640  | 売掛金   | 13,101  |
|     |                |                            |                                                      | 子会社債務の<br>支払代行等<br>(注7) | 334,769 | 立替金   | 84,242  |
| 子会社 | 株式会社<br>B Inc. | 所有<br>直接100%               | 資金の援助                                                | 資金の貸付<br>(注8)           | 0       | 長期貸付金 | 66,354  |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社A Inc.より2023年3月31日に貸付金元本350,000千円の返済があったものであります。

(注2) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保の差入は受けておりません。

(注3) 家賃については、市場の実勢価格を勘案して決定しております。

(注4) ライセンス料は、当社が保有する著作物の利用に対する対価であります。

取引価格については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

(注5) 管理業務受託の金額は、管理に係わる業務内容に基づき交渉の上決定しております。

(注6) 経営指導料は、会社全般に係わる業務内容に基づき交渉の上決定しております。

(注7) 子会社債務の支払代行については、経費等の支払代行を行ったものであります。

(注8) 株式会社B Inc.への関係会社長期貸付金 66,354千円については、66,354千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において 8,703千円の貸倒引当金繰入を計上しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 58円31銭

(2) 1株当たり当期純利益 10円83銭

(注) 当社は2022年6月23日付で普通株式1株につき1,500株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 13. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社jig.jp  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 田村知弘 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社jig.jpの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社jig.jp及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社jig.jp  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村知弘 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社jig.jpの2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社jig.jp 監査役会

常勤社外監査役 松 岡 祥治郎 ㊟

社外監査役 豊 島 絵 ㊟

社外監査役 上 杉 昌 隆 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター  
TEL 03-3346-1396



### 交通のご案内

- |     |      |           |       |
|-----|------|-----------|-------|
| ● M | 丸ノ内線 | 西新宿駅 1番出口 | 徒歩3分  |
| ● E | 大江戸線 | 都庁前駅 A5出口 | 徒歩8分  |
|     | JR線他 | 新宿駅 西口    | 徒歩20分 |

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。